

# 令和8年度大分県公立学校教員採用選考試験(令和7年度実施)の変更点について

令和7年2月6日  
大分県教育庁教育人事課

令和7年度に実施する教員採用選考試験について、以下のとおり、第1次試験県外会場の増設、大学3年生の第1次試験受験を可能とする等の一般選考受験資格要件の緩和、小学校教諭の第1次試験専門試験内容の変更、特別支援学校教諭及び特別選考Ⅳ（他県教諭特別選考）の受験資格要件の緩和、採用時期延期の対象拡大、補欠合格制度の導入を行います。

なお、日程等の試験の詳細は、4月上旬頃に実施要項において公表します。

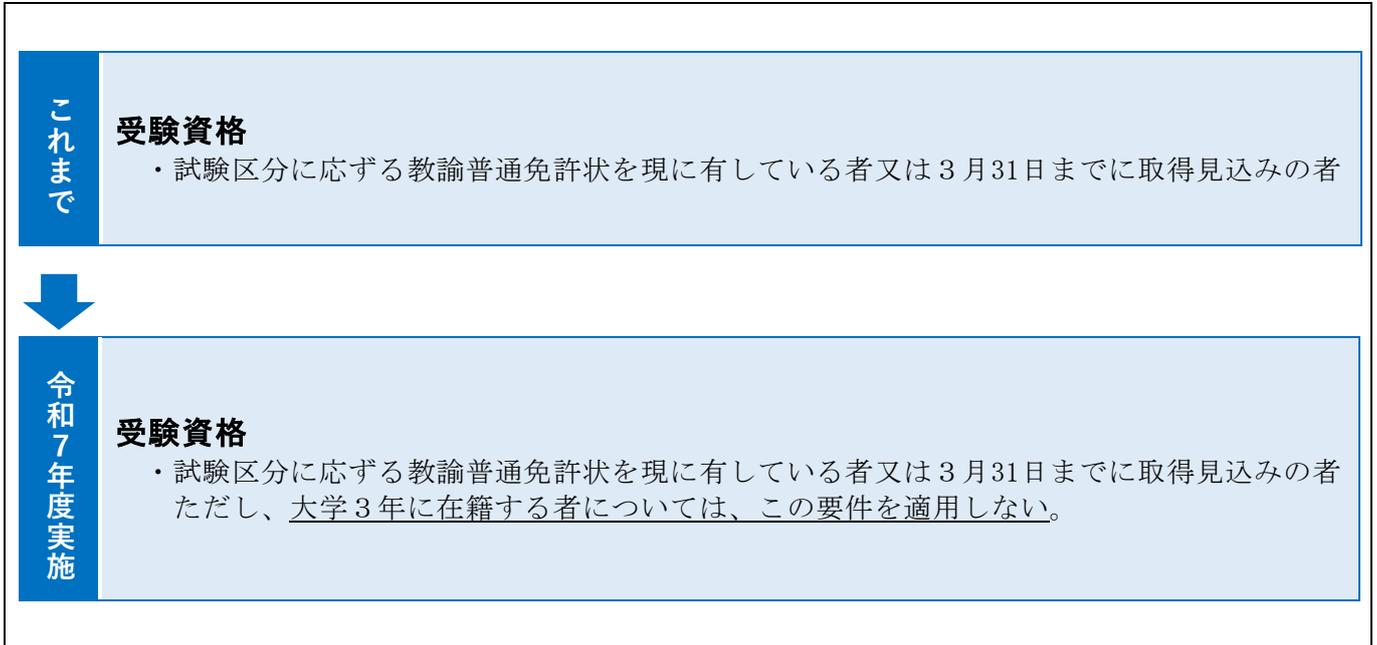
## 1. 第1次試験県外会場の増設

○第1次試験の県外会場を増設することで、受験者の確保並びに県外に在住する受験者の負担軽減を図ります。

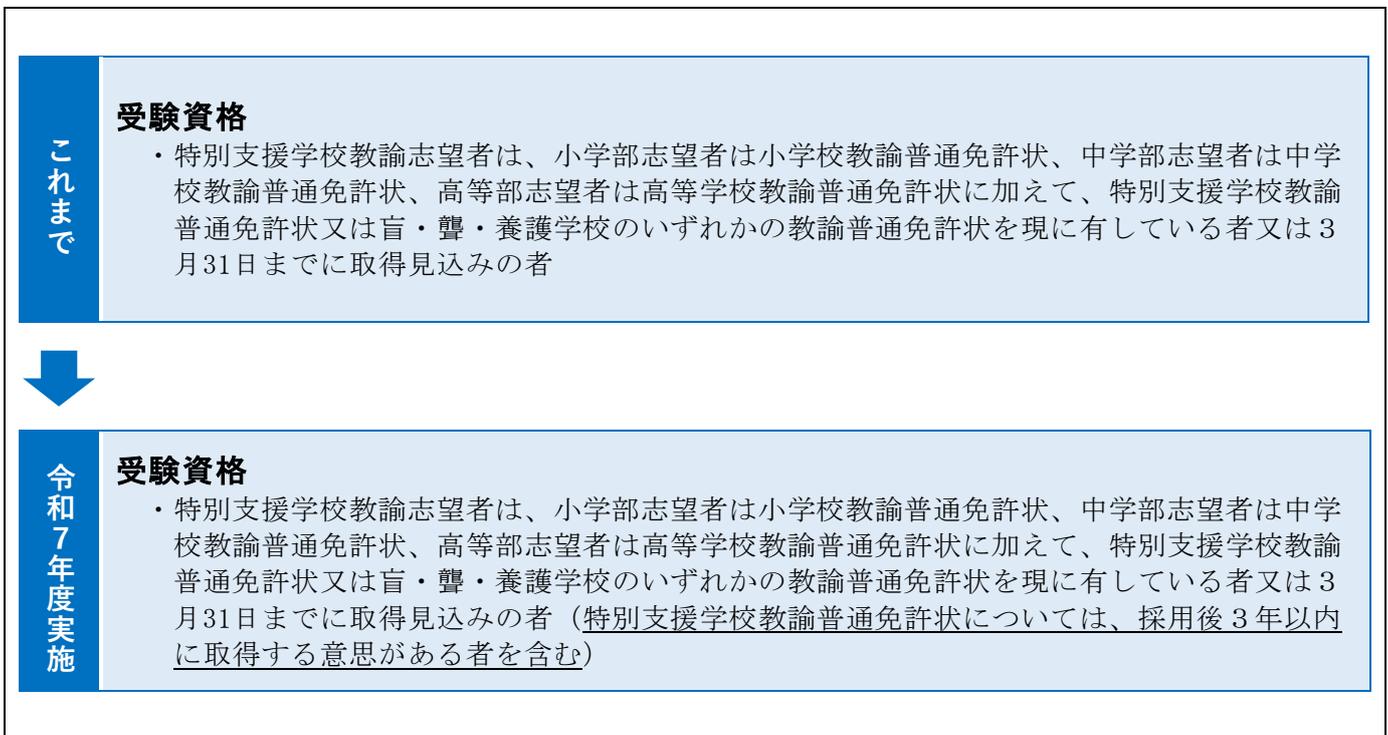
これまで	<p><b>第1次試験の県外会場</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大阪会場を設置</li></ul> <p>※県内には、下記の2会場を設置（令和6年度実施試験） 「大分県立大分上野丘高等学校会場」「大分県教育センター会場」</p>
	
令和7年度実施	<p><b>第1次試験の県外会場</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・東京会場を設置</li><li>・大阪会場を設置</li><li>・福岡会場を設置</li></ul> <p>※県内には、2会場を設置</p>

## 2. 一般選考の受験資格要件の緩和

- ①試験区分に応ずる教諭普通免許状を現に有している者又は3月31日までに取得見込みの者としていた要件を、大学3年生に対しては適用しないこととし、大学3年生の一般選考受験を可能とします。



- ②特別支援学校教諭普通免許状又は盲・聾・養護学校のいずれかの教諭普通免許状を現に有している者又は3月31日までに取得見込みの者としていた特別支援学校教諭の要件を緩和し、この要件を満たしていない者の受験を可能とします。



- ③水産又は商船の高等学校教諭普通免許状及び3級以上の海技士の海技免状を現に有している者又は3月31日までに取得見込みの者としていた高等学校教諭（水産）の要件を緩和し、この要件を満たしていない者の受験を可能とします。

これまで	<b>受験資格</b> <ul style="list-style-type: none"><li>高等学校教諭（水産）志望者は、水産又は商船の高等学校教諭普通免許状及び3級以上の海技士の海技免状を現に所有している者又は3月31日までに取得見込みの者</li></ul>
	
令和7年度実施	<b>受験資格</b> <ul style="list-style-type: none"><li>高等学校教諭（水産）志望者は、水産又は商船の高等学校教諭普通免許状及び3級以上の海技士の海技免状を現に所有している者又は3月31日までに取得見込みの者（<u>3級以上の海技士の海技免状については、採用時期の延期を申請し1年以内に取得する意思がある者を含む</u>）</li></ul>

### 3. 小学校教諭の第1次試験専門試験内容の変更

- 小学校教諭の第1次試験専門試験内容の英語からリスニングを廃止します。

これまで	<b>小学校教諭の専門試験内容</b> <ul style="list-style-type: none"><li>小学校の全教科（英語はリスニングを含む。）</li><li>※第2次試験では英語のスピーキングを実施</li></ul>
	
令和7年度実施	<b>小学校教諭の専門試験内容</b> <ul style="list-style-type: none"><li>小学校の全教科（<u>※英語にリスニングは含まない。</u>）</li><li>※第2次試験では英語のスピーキングを実施</li></ul>

#### 4. 特別選考Ⅳ（他県教諭特別選考）における小学校教諭及び中学校教諭受験資格の緩和

- 公立の学校又は国立大学法人が所管する学校の正規教員としていた特別選考Ⅳ（他県教諭特別選考）の要件を緩和し、小学校教諭及び中学校教諭については、私立学校の正規教員の受験を可能とします。

これまで	<b>受験資格</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・大分県を除く都道府県又は政令指定都市が実施する教員採用選考試験に合格し、公立の学校又は国立大学法人が所管する学校の正規教員（志望する試験区分と同一区分に限る。また、臨時的任用の者は除く。）としての勤務期間が3月31日現在3年以上(休職・育児休業の期間を除く。)である者</li></ul>
	
令和7年度実施	<b>受験資格</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・大分県を除く都道府県又は政令指定都市が実施する教員採用選考試験に合格し、公立の学校又は国立大学法人が所管する学校の正規教員（志望する試験区分と同一区分に限る。また、臨時的任用の者は除く。）としての勤務期間が3月31日現在3年以上(休職・育児休業の期間を除く。)である者</li><li>ただし、<u>小学校教諭及び中学校教諭については、上記の学校に私立学校を加えるものとする。</u></li></ul>

#### 5. 採用時期延期の対象拡大

- 大学院修士課程等での修学を希望する大学生（大学院生を含む）のみを対象としていた採用時期延期の対象を拡大し、教員免許状の新たな取得（海技士の海技免状を含む）等のために大学の専攻科等での修学を希望する大学生（短期大学生、大学院生及び専攻科等に在籍する者を含む）も対象とします。

これまで	<b>申請対象</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・現在大学（大学院を含む）に在籍する者で、4月1日以降、大学院修士課程、博士前期課程又は教職大学院での修学を希望する者は、申請に基づき採用時期を延期する。</li></ul>
	
令和7年度実施	<b>申請対象</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・次の者は、申請に基づき採用時期を延期する。<ul style="list-style-type: none"><li>○現在大学（大学院含む）に在籍する者で、4月1日以降、大学院修士課程、博士前期課程又は教職大学院での修学を希望する者</li><li>○現在大学（短期大学、大学院及び大学の専攻科を含む）に在籍する者で、上級の教諭普通免許状又は新たな教諭普通免許状の取得（海技士の海技免状を含む）のために大学（短期大学を含む）の専攻科等での修学を希望する者</li></ul></li></ul>

## 6. 補欠合格制度の導入

○一般選考の各試験区分（教科・科目等）の第2次試験合格者選考において、合格者に加えて補欠合格者を決定する補欠合格制度を導入します。

### 制度の概要

- ・採用予定者数に応じ、区分ごとに補欠合格者数を設定する。
- ・補欠合格者は、合格者と同様に選考し補欠合格者名簿に登載する。
- ・補欠合格者には順位を付け、合格者から辞退者が出た場合等に順位順に新たな合格者とする。
- ・補欠合格者名簿の登載期間は、実施年度の3月31日までとする。